

令和2年(人権)第10号の6

令和4年12月20日

福島刑務所

所長 五十嵐 定一 殿

福島県弁護士会

会長 紺野明弘

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 町田敦

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人●●●●氏から貴所を相手方とする人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り勧告いたします。

記

第1 勧告の趣旨

当弁護士会は、貴所に対し、隔離処分に対し極めて謙抑的立場を採る刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律の趣旨を十分に理解の上、受刑者に対して、反則行為の調査のために、貴所所長の裁量によって昼夜居室処遇を行う場合には、実質的な隔離となることがないよう、できる限り、作業、入浴、運動、所内行事等に集団処遇を取り入れ、かつ調査目的との関係で必要最小限度の期間に限定して行うよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 申立の趣旨

令和3年10月1日頃、貴所が、申立人を反抗の疑いで、反則調査のために、昼夜居室処遇に付したことは、申立人の人権を不当に侵害するものであるので、救済を求める。

2 調査の経過

令和3年10月 8日 申立書受理

12月21日 調査開始

令和4年 2月24日 貴所宛照会書送付

3月28日 貴所からの照会書に対する回答書受領

6月 6日 貴所宛再照会書送付

6月 9日 貴所より参考人の供述内容が送付

7月19日 貴所からの再照会書に対する回答書受領

3 貴所の回答

令和3年10月1日午後4時5分頃、申立人が、入浴終了して整列するため、監督職員の前を通過する際、上半身を大きく左にひねり、同職員から顔を背け、背を向けながら同職員の前を通過し、同職員から行動の理由を問いただされるも、ふてくされた表情で「答えられない」などと答え、同返答の真意をさらに問われると、「答えられない。」「答えられないものは答えられない」と言い続けた。そのため、同日、貴所所長の裁量により、申立人を反抗の疑いにより調査のための昼夜居室処遇とした。

申立人が容疑を否認しているところ、複数の同衆が申立人の行為を目撃していた為、事実認定をするまでの間、申立人が他の被収容者と接触することにより、同衆（参考人）と口裏を合わせるなどして反則行為の調査に支障を生ずるおそれが否定できなかつたので、調査のための昼夜居室処遇とした。調査をするにあたって調査計画は作成していないが、被収容者の懲罰に関する訓令第5条第1項の規定に則り、当事者（申立人、職員）や参考人の供述を聴取するなどの事実確認を行っている。

申立人の昼夜居室処遇は、同月1日から同月27日までの間続いた。その間の調査は以下のとおりであった。

日時（令和3年）	調査手段	対象者
10月11日	供述調書作成	申立人
10月14日	供述調書作成	参考人①
10月18日	供述調書作成	申立人
10月21日	供述調書作成	参考人②
10月22日	供述調書作成	参考人③

懲罰を科すにあたっては、事実関係についての証拠、情状に関する事情などの調査も踏まえて検討するので、相当な期間を要する。参考人3名はいずれも申立人が「答えられない。」「答えられないものは答えられない」と言い続け、反抗していた旨、供述していた。申立人以外にも多数の被収容者の反則行為の調査も並行して行われており、供述書作成まで日数を要している。

同期間中、申立人は、居室（単独室）内において、紙細工等の作業を行っていた。また、ラジオ視聴は認められており、通常の単独運動を実施の上、週1回の頻度で集団運動の機会も付与されていた。入浴は単独であった。クラブ活動などの所内行事や宗教活動などについては、昼夜居室処遇中の取り扱いとしては停止することとなっている。

4 判断

刑事施設の長は、反則行為の疑いがある受刑者について、必要がある時には、他の被収容者から隔離することができるとされ、その場合における処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行うとされている

(法154条4項)。隔離の期間は2週間とされ、やむを得ない事由による延長も2週間に制限され(同条5項)、隔離の必要がなくなったときは直ちに中止しなければならない(同条6項)とされている。そして、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(以下「規則」という)88条や89条にも要件に関する規定がなされている。これらの規定は、反則行為の調査を受ける被収容者的人権保障の観点から、隔離の要件等について法律上明確に規定する趣旨で設けられたものである。

本件は、法154条4項に基づかず、事実上、刑事施設の長の裁量によって、調査のための処遇上の昼夜居室処遇が行われた事案である。上記の立法趣旨に鑑みれば、裁量により隔離的な処遇をする場合であっても、法が定める厳格な要件を潜脱するがないように、①隔離としての実質を持たない態様のものであること、②調査目的に照らして必要最小限度の範囲内に限定されるべきである。これら①②を満たさない場合には、刑事施設の長の裁量を逸脱・濫用があったものと評価すべきである。そこで本件について以下検討する。

まず、①についてである。貴所の回答によれば、調査期間中、申立人は、刑務作業を一人で行い、クラブ活動などの所内行事や宗教活動などについて参加することができず、入浴も単独であった。ラジオ視聴が認められており、運動についても週1回の頻度で集団運動の機会が付与されていたものの、それ以外に他の受刑者との会話の機会もなかったものであり、その実態は隔離の場合とほとんど変わらないものであった。したがって、貴所が行った措置は、被収容者にとって実質的隔離と評価されるべきものであったといわざるを得ない。

次に、②についても検討する。本件の反則行為としては、入浴終了後の整列歩行時に、監督職員の前を通過する際、上半身を大きく左にひねり、同職員から顔を背け、背を向けながら同職員の前を通過し、同職員から行動の理由を問いただされるも、ふてくされた表情で「答えられない」などと答え、同返答の真意をさらに問われると、「答えられない。」「答えられないものは答えられない」と言ったという一連の行動・言動が「反抗」にあたるというものである。事案としては、単独のものであり、かつ、刑務官の現認による現行犯的な案件であって、口裏合わせや証拠隠滅といったおそれがあまり大きくなり性質のものであった。実際に行われた調査も、貴所の回答によれば、申立人本人の供述調書作成が2回、参考人3名の供述調書1回ずつということであった。このような軽微な事案のために、27日間にも及んで昼夜居室処遇をすべき必要性は乏しい。また、貴所は、申立人と同衆(参考人)が口裏を合わせるなどして反則行為の調査に支障を生ずるおそれを指摘しているが、仮にそういったおそれがあったとしても、参考人の供述調書作成を先行させることで調査への支障を早期に防止することができたはずである。にもかかわらず、実際には、申立人の最初の供述調書の作成は昼夜居室処遇

開始から10日間後の10月11日であり、かつ、参考人の供述調書が作成されたのは、10月14日、同月21日、同月28日と、昼夜間居室処遇の中頃から終盤にかけて週1回というペースであった。そうすると、たとえ貴所において限られた人員で申立人のほか多数の被収容者の反則行為についての調査を並行して行っているということを考慮したとしても、貴所において隔離的処遇を慎重かつ必要最小限度の範囲に限定しようという配慮が欠けていたために、本件において必要性の乏しい実質的隔離が継続されてしまったものと評価せざるを得ない。

以上の次第で、申立人に対してなされた昼夜居室処遇については、①その処遇が実質的隔離と評価すべきものであり、かつ、②必要最小限度の範囲とは評価しえないものであったことから、刑事施設の長による裁量権を濫用・逸脱しており、申立人の人権を侵害したものである。

よって、貴所に対し、「第1」記載のとおり勧告する次第である。

以上